

第3 立地法準則、準則条例 及び 特区条例について

1 生産施設、環境施設及び市独自緑化の概要

種別	内 容	敷地面積に対する割合	面積の測り方
生産施設 【18 ページ 参照】	以下に係る工場建屋又は屋外プラント ➤ 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む） ➤ 電気供給業における発電工程 ➤ ガス供給業におけるガス供給工程 ➤ 熱供給業における熱供給工程	業 種 に よ り、 30%～65%	➤ 工場建屋 建築基準法施行令に定める水平投影面積 ➤ 屋外プラント 水平投影図の外周によって囲まれる面積
環境施設		用途地域等により、5%以上、10%以上若しくは15%以上※	
緑地 【26 ページ 参照】	➤ 樹木が生育する区画された土地、又は建築物屋上等緑化施設 ➤ 低木又は芝その他の地被植物で表面がおおわれている土地、又は建築物屋上等緑化施設	用途地域等により、5%以上若しくは10%以上（うち重複緑地は50%（特区エリアは100%）以内まで算入可）※	➤ 樹林地の場合 原則として区画された面積 ➤ 低木地、芝生地等 低木又は芝生等で表面がおおわれている面積
緑地以外の環境施設 【30 ページ 参照】	➤ 噴水、水流、池その他修景施設 ➤ 屋外運動場 ➤ 広場 ➤ 屋内運動施設 ➤ 教養文化施設 ➤ 太陽光発電施設 ➤ 雨水浸透施設 ➤ その他		➤ アの施設 区画された土地の面積 ➤ イの施設 建築物の水平投影面積 ➤ ウの施設 区画された土地の面積（施設が地表に出ている面積に限る）
市独自緑化 【36 ページ 参照】	➤ 緑地の面積に算入できない重複緑地 ➤ 緑地の面積に算入できない壁面緑化 ➤ 概ね100ℓ以上の大型プランター ➤ 水流、池その他これらに類するもの ➤ 適切に維持管理された自然草地 ➤ 業として生産していない菜園 ➤ 沿道部分の緑地	緑地面積との合計について、用途地域により10%以上若しくは15%以上※	（項目により異なる）

※ 既存工場については緩和措置があります。【39 ページ参照】

また、準則条例が適用されない区域及び特区条例が適用されない特定工場の基準は、緩和前の基準（国の基準）と変わりません。【1 ページ参照】

2 生産施設

(1) 生産施設とは

生産施設は次の各号に掲げる施設とします（地下に設置されるものを除く。）。《立地法規則第2条》

- (1) 製造業における物品の製造工程(加工修理工程を含む。)、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（以下「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- (2) 製造工程等形成施設で、(1)の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であって、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれのないことが特に認められるものを除く。）

ア 「製造工程等」とは、製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程のことをいいます。《立地法規則第2条第1項第1号》

イ 「物品の製造工程等形成施設」とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）をいいます。

(2) 生産施設の判別のポイント

ア 原材料に係るもの

× 生産施設としないもの

- 最初の加工を行う工程より前のもの
- 原材料、資材の倉庫、置き場若しくはタンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設
- 倉庫又は置き場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料の抜取検査施設、計量施設

イ 最終製品に係るもの

× 生産施設としないもの

- 製品が出来上がった後の工程のもの
- 倉庫又は置き場に付随した最終の抜取検査施設、計量施設
- 倉庫又は置き場に付随して最終の製品を出荷するための施設

○ 生産施設とするもの

- 生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設
- 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室

ウ 製造工程等形成施設に係るもの

× 生産施設としないもの

- 製造工程等形成施設がない場合
- 事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるもの
- 独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室
- 試作品、開拓品等を製造、研究する施設
- 屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等のもっぱら輸送の用に供する施設

○ 生産施設とするもの

- 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室
- 試作のための施設の規模、性能等から見て実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合
- 一時的な遊休施設
- 廃止された施設であっても撤去されていないもの

エ 公害防止施設

× 生産施設としないもの

- 自らの工場における排出物を処理するための施設で、有用成分の回収や副製品の生産を行わないもの（生産施設ではなく、公害防止施設とします）
※有用成分の回収や副製品の生産を行う場合は、個別にお問い合わせください

オ 受変電施設及び用水施設

× 生産施設としないもの

- 変電所、開閉所、受変電施設、及び工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等
※排水処理施設からの排水を再度循環利用する場合も同じ

カ 用役施設

× 生産施設としないもの

- 生産施設でないものに付帯するもの
- 生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置（当該貯蔵タンクと一体の貯蔵施設とします）
- 製造工程等の用以外の用にもっぱら供されているもの、例えば事務所用の空気調節施設（ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等）又は出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等

○ 生産施設とするもの

- 主に自家用の電気を発電するために設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。）、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等
- 製造工程等の用に一部共用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設
- 工場建屋のための空気調整施設
- 生産機能の集中制御のための建築物

キ 半製品、中間製品

○ 生産施設とするもの

- 半製品又は中間製品のタンクが、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合
- 半製品又は中間製品の倉庫が工場建屋の中に含まれる場合

(3) 生産施設面積率

生産施設の面積の敷地面積に対する割合は、立地法準則別表第 1（21 ページ参照）の上欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合以下の割合とします。《立地法準則第 1 条》

ただし、昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（既存工場）については、緩和措置があります。《立地法準則備考 1》

ア 新設工場の生産施設面積率

生産施設の面積の敷地面積に対する割合は、準則により上記のとおり定められており、準則別表第 1 により業種の区分に応じて定められた割合以下の割合とすることとなっています。

《立地法準則第 1 条》

イ 業種区分の考え方

準則別表第 1 の業種区分は、原則として当該工場から出荷される最終製品の種類ごとに客観的に行います。

なお、業種の呼称は、原則として、日本標準産業分類と同一の用語を使用しています。

ウ 兼業（複数業種）の場合の計算方法

兼業（複数業種）の場合は、生産施設面積が準則に適合するか否かを立地法準則備考 2 の計算式により判断します。このため、兼業かどうかを明らかにする必要があります。【24 ページ参照】

エ 既存工場の特例措置

既存工場等については、立地法準則別表第 2 の区分で緩和措置があります。《立地法準則備考 1》【39 ページ参照】

《立地法準則別表第 1（業種区分別の敷地面積に対する生産施設面積割合）》

	業 種 の 区 分	敷地面積に対する生産施設 面積の割合(γ)
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	100 分の 30
第2種	伸鉄業	100 分の 40
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	100 分の 45
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	100 分の 50
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	100 分の 55
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	100 分の 60
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	100 分の 65

(4) 生産施設面積の測定方法

生産施設の面積は、原則として投影法による水平投影面積を測定します。

ア 工場建屋の面積測定方法

◆ 基本原則

「製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている建築物」《立地法規則第2条第1号》の面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法によります。

◆ 工場建屋内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所、食堂等の取扱い

同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られる等により実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とします。

- たとえば、壁の一部に連絡通路の扉のある場合又は壁の一部を連絡配管若しくはコンベアが貫通しているような場合も、壁で明確に仕切られているものとして取り扱って良いこととしています。

ただし、

- ・ 同一建築物の天井にクレーンが設置されて吹き抜けとなっている場合
- ・ 壁が床から中空までしかないような場合
- ・ 移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、つい立て等によって仕切られているような場合

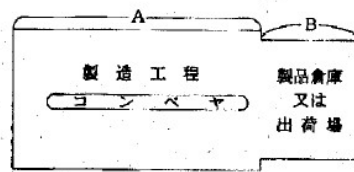
は、実質的に別の建築物とはみなされず当該建築物全体を生産施設として取り扱うものとします。

- 同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる倉庫は、原材料若しくは完成品の倉庫ですが、資材倉庫又は機器類の倉庫で壁で明確に仕切られている場合は、これに準じるものとします。
- 工場建屋内の、半製品又は中間製品倉庫は壁で明確に仕切られていても生産施設とします。
- 同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる一般管理部門の事務所とは、工場全体の管理部門の事務所をいい、単に製造部門の現場監督事務所、現場作業事務所等というものではありません。
- 同一建築物のうち、社宅、寮、病院、休憩所、更衣室及び便所については壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものは、生産施設面積から除くものとします。

◆ 2階建以上の建築物の取扱い

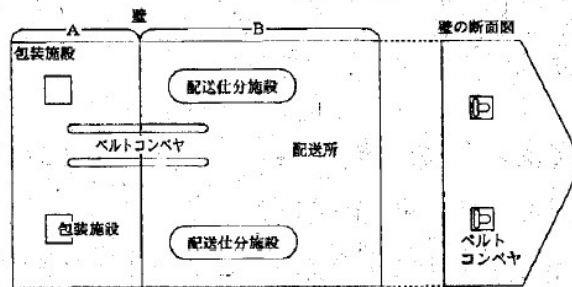
1階が倉庫で2階に生産施設がある建築物等について、当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設です。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。

(例1)



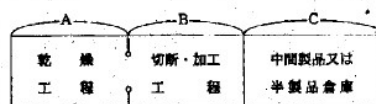
A, Bは一体の生産施設とする

(例2)



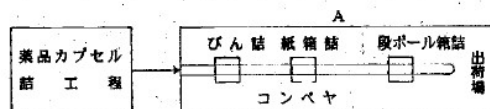
Bの面積は生産施設面積から除外する

(例3)



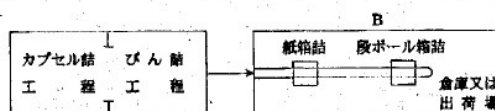
A, B, Cは一体の生産施設とする

(例4)



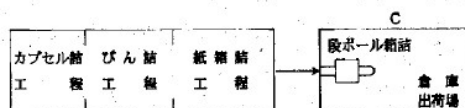
Aは一体の生産施設とする

(例5)



Bは一体の生産施設とする

(例6)



Cは生産施設としない

イ 屋外プラントの面積測定方法

「製造工程等形成施設で建築物の外に設置されるもの（屋外プラント）」《立地法規則第2条第2号》の面積は、原則として当該機械又は装置の水平投影図の外周によって囲まれる面積とします。（原則として地盤面上1m未満の基礎部を除きます。）

※ 詳細は個別にお問い合わせください。

(5) 兼業

工場等が別表第1【21 ページ参照】の上欄に掲げる2以上の業種に属するときは、立地法準則第1条の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとします。《立地法準則備考2》

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r_i} \leq S$$

これらの式において、 n 、 P_i 、 r_i 、 S はそれぞれ次の数値を表すものとする。

n 当該工場等が属する業種の個数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（ i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

r_i i 業種についての別表第1の下欄に掲げる割合

S 当該工場等の敷地面積

ア 兼業かどうかの判断

一の工場が兼業かどうかの判断は、原則として当該工場から出荷される製品で判断します。

◆ すべての半製品又は中間製品が自社内で消費される場合

- 自動車工場やピアノ製造工場のように当該工場で生産されるすべての半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものである場合は、兼業扱いとせず、最終の製品の製造業の工場とします。
- 段ボールシートを全部段ボール箱にして段ボール箱のみ出荷する場合は、この工場は段ボール箱製造業に属します。

◆ 半製品又は中間製品の一部分が製品として出荷される場合

- 工場で生産される半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場とします。
- 段ボールシートと段ボール箱を製造している工場の場合で、段ボールシートと段ボール箱をそれぞれ出荷する場合は、段ボール製造業（加工紙製造業）及び段ボール箱製造業（紙製容器製造業）の兼業とします。

◆ 工場の生産形態で業種分類がなされる工場の場合

- 工場の生産形態で業種分類がなされる工場の場合（例えば、高炉による製鉄業、電気炉による製鋼及び圧延業、石油化学系基礎製品製造業、石油精製業等の工場は複数の製品を一貫工程の範囲で生産・出荷しますが、ひとつの工場として取り扱われています。）は出荷される製品の種類のいかによらずひとつの業種の工場として取り扱います。
- 棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を一貫して製造する工場は高炉による製鉄業に属します。表面処理、伸線等を含めて行う場合も高炉による製鉄業に属します。

◆ 同一業種として取り扱われる場合

- 製造業については、日本標準産業分類の同一の3ケタ分類に属し、かつ準則別表第1（ γ ）（21ページ参照）の区分が同一なものを、同一業種とします。

イ 兼業の場合の生産施設面積と準則適合の判断

兼業（複数業種）の場合に、生産施設面積が準則に適合するか否かは、まず、それぞれの業種に係る生産施設面積を明らかにし、次に立地法準則備考2の計算式（24ページ参照）により準則適合を判断します。

なお、各業種の生産施設面積の算定に際して、「複数業種に係る共用の用益施設」や「ひとつの工場建屋内で複数業種の機械を設置する場合」など分かりにくいものがある場合は、個別にお問い合わせください。

◆ 立地法準則の計算方法

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

たとえば、2業種の場合の計算式は次のとおりとなります。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \sum_{i=1}^2 \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} \leq S$$

※ $\frac{P_1}{\gamma_1}$ の意味

第1業種の生産施設面積(P_1)を、立地法準則別表第1で定められている第1業種生産施設面積率(γ_1)で割ることにより、第1業種が使用していると見なされる敷地面積を示しています。

3 緑地

(1) 緑地の定義

工場立地法上の緑地とは、次の各号に掲げる土地または施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。《立地法規則第3条》

- 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 2 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面がおおわれている土地または建築物屋上等緑化施設

ア 緑地となるもの

- 苗木床
 - 花壇
- 地面や壁面等に固定され、容易に移設することができないものに限る
- いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの（年数回の手入れを目安とする）

イ 緑地とならないもの

- 野菜畑（緑地以外の環境施設とします。）
- 温室、ビニールハウス

(2) 緑地面積率

◆ 立地法規則第3条各号に掲げる緑地（以下「緑地」という。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」といいます。）は、以下のとおりです。《立地法準則第2条、準則条例第3条及び特区条例第4条》

準工業地域	}	100 分の 10 以上
工業地域		
工業専用地域		
特区エリア		…100 分の 5 以上（市長が認める特定工場に限る。）
それ以外の地域		…100 分の 20 以上

◆ 既存工場等において、昭和 49 年 6 月 29 日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、緑地の面積の算定は別途掲げる計算式（39 ページ参照）によって行うものとします。《立地法準則備考第 1 項第 2 号、準則条例附則 2 及び特区条例附則 2》

緑地の面積の敷地面積に対する割合は、上記のとおり立地法準則及び名古屋市の条例によって定められており、都市計画法に基づく区域等によって異なります。

また、既存工場等における緑地面積率の適用については、緩和措置があります。

(3) 重複緑地等の取扱い

立地法規則第4条に規定する「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複する土地及び立地法規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の一定の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができません。《立地法準則第2条但し書き、準則条例第3条第2項及び特区条例第4条第2項》

準工業地域	}	100分の50以下
工業地域		
工業専用地域		
特区エリア		…100分の100以下（市長が認める特定工場に限る。）
それ以外の地域		…100分の25以下

ア 重複緑地等とは

重複緑地等とは、緑地のうち以下をいいます。《立地法準則第2条但し書き》

- 立地法規則第4条に規定する「緑地以外の環境施設」（30ページ参照）以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設（太陽光発電施設）と重複する土地
（例）パイプの下芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地
- 立地法規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設
（例）屋上の緑地、壁面の緑地

イ 重複緑地等の取り扱い

敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の一定割合を超えて、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができません。なお、当該割合を超える重複緑地は、環境施設として取り扱います。

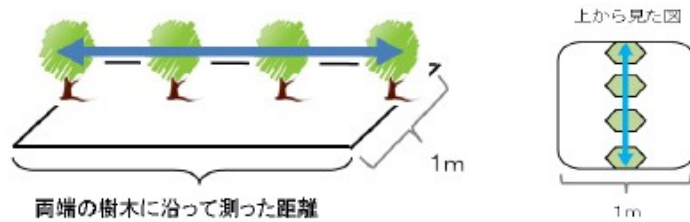
(4) 緑地面積の測定方法

ア 樹林地の場合 《立地法規則第3条第1項第1号》

- さく、置石、へい等により区画されている場合は、区画されている土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定
- 区画されていない場合は、次の方法により、実質的に区画されているものとして測定
 - ① 樹木が点在する場合は、外側にある各樹木の幹を直線で結んで囲まれる面積を緑地として測定



- ② 並木状の樹木の場合は、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に1mを乗じた面積を緑地面積として測定



イ 低木地、芝生地等の場合 《立地法規則第3条第1項第2号》

低木又はその他の地被植物で表面がおおわれている面積を緑地面積として測定

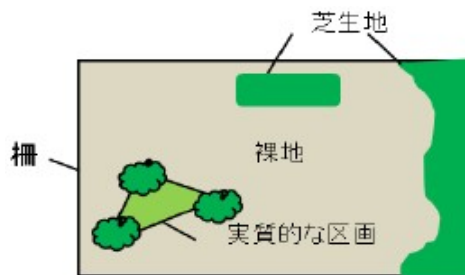
ウ 樹木と芝が混植している場合

- ① 芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設については、緑地は当該区画された面積を測定

※区画された面積の2倍にはなりません。

- ② 区画されている樹木と芝の混合している緑地で、29ページ「(5)緑地整備に際して守るべきこと『ア 植栽の位置』」のような場合については、植栽の状況に応じて測定

(例) 実質的な区画内及び個々の芝生地を緑地面積として算定する場合



エ 法面（斜面）の緑地の場合

法面（斜面）の水平投影面積を緑地として測定

オ 壁面の緑地の場合

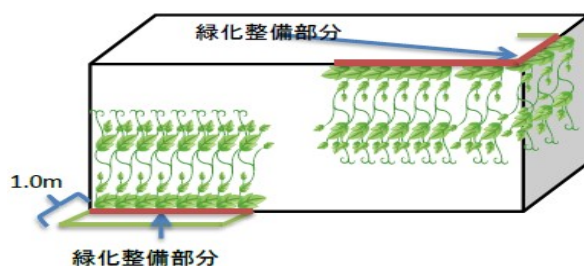
- 建築物その他の施設の直立している部分（直立壁面）を緑化する場合、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積を緑地として測定

※ 特区エリアにおいて市長が認める特定工場については、現に緑化されていると認められる部分にかかる垂直投影面積となります

- 傾斜した壁面に緑化をした場合は、緑化しようとする部分の水平投影面積

- 建築物の壁面だけでなく、フェンス、石垣、よう壁、屋外プラントなどを緑化する場合も壁面の緑地とする

- 壁面の緑地が、平面の緑地の中にある場合又は平面の緑地に接している場合は、壁面の緑地部分の面積は緑地としてカウントしない



カ 緑化駐車場の場合

- 芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）により車両1台分のスペースの50%以上が緑化されている屋外の駐車場（緑化駐車場）については、当該施設の一部であるブロック・レンガ等を含めた面積を緑地面積として測定
- 緑化駐車場を設置する駐車場内においては、駐車スペース以外の部分（車が通行するスペース等）も緑化した場合は、同様の取扱いとする

※従業員駐車場などで日照時間が不足する場合は、芝の入れ替え等、緑地を良好な状態に維持管理するための対策を講じることが必要です

(5) 緑地整備に際して守るべきこと

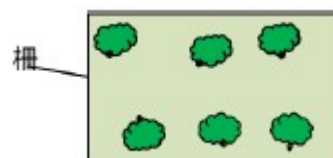
ア 植栽の位置

区画全体について平均的に植栽されている必要があります。

平均的に植栽されていない場合は、裸地の部分を除いて、植栽が集中している場所を実質的に区画された緑地とします。

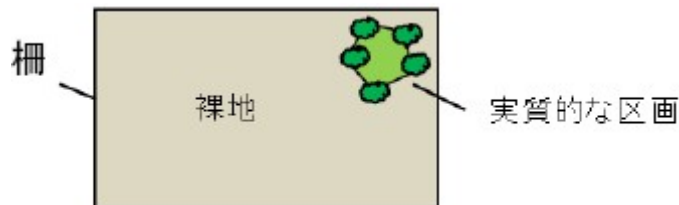
（例１）平均的に植栽されている場合

→全体を緑地として見る



（例２）平均的に植栽しない場合

→「実質的な区画」部分を緑地として見る



（例３）平均的に植栽しているが、適当な間隔で植栽されていない場合

→裸地を除き、残りの植栽部分を単独の樹木として扱う



イ 緑地の設置時期

緑地工事は、原則として、緑地の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までに終了する必要があります。

4 緑地以外の環境施設

(1) 緑地以外の環境施設の定義

緑地以外の環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものとします。《立地法規則第4条》

1 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

イ 噴水、水流、池その他の修景施設

ロ 屋外運動場

ハ 広場

ニ 屋内運動施設

ホ 教養文化施設

ヘ 雨水浸透施設

ト 太陽光発電施設

チ イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

2 太陽光発電施設のうち、建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

「緑地以外の環境施設」は、次の2つの条件を満たしていることが必要です。

- ① 立地法規則第4条第1号イからチまで、及び第2号の土地又は施設であること
- ② 周辺の地域の生活環境の保持に寄与する

◆ 周辺地域の生活環境保持に寄与することの判断基準

次の5つのうち、1つを満たすことが必要です。

- ① オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること
- ② 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること
- ③ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること
- ④ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること
- ⑤ 立地法規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること
 - 上記の他、周辺の地域が抱えている課題の解決、工場と周辺の地域との融和に資すると認められるような利用がなされている施設（生産工程に係るものを除く。）であること。
 - ※ 例えば、地域住民の集会場として適した施設が整備されていない地域において、工場内のもっぱら従業員の利用に供するクラブハウスを無償でいつでも集会場として供用する場合等が考えられます。

(2) 各環境施設の取扱い

下記の環境施設のうち、2以上の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分についてはそのいずれかの環境施設とし、他の環境施設とはしません。

イ 修景施設 《立地法規則第4条第1号イ》

- 噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいいます。
- 雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態を整えているものであれば、修景施設とみなし環境施設とします。

ロ 屋外運動場 《立地法規則第4条第1号ロ》

野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいいます。

ハ 広場 《立地法規則第4条第1号ハ》

単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボールやバレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいいます。

二 屋内運動施設 《立地法規則第4条第1号ニ》

体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。）をいいます。

- 屋内運動施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認することが必要です。なおこの確認のため、次の書類の提出が必要です。
 - ・ 施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程
 - ・ これを広く一般に周知する方法を記載した書類
- 屋内運動施設が、生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合は、環境施設としません（1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等）。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合は環境施設とすることができます。

ホ 教養文化施設 《立地法規則第4条第1号ホ》

- 教養文化施設とは、企業博物館（名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的に価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいいます。）、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。）等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいいます。したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設としません。
- 教養文化施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認することが必要です。なお、この確認のため、次の書類の提出が必要です。
 - ・ 施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程
 - ・ これを広く一般に周知する方法を記載した書類
- 教養文化施設が、生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合は、環境施設としません（1階が生産施設で2階に企業博物館がある建築物等）。

ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合は、環境施設とすることができます。

ハ 雨水浸透施設 《立地法規則第4条第1号ハ》

➤ 雨水浸透施設とは、以下のようなものをいいます。

- ・ 浸透管（浸透トレンチ）
- ・ 浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）
- ・ 浸透側溝
- ・ 透水性舗装が施された土地 等

これらのうち、環境施設となるものは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるものをいいます。

➤ 雨水浸透施設を環境施設として届出を行おうとする場合は、雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること等といった、周辺の地域の生活環境の改善に寄与することを具体的に説明した書類等により確認することが必要です。この確認のため、次の書類の提出が必要です。

- ・ 雨水浸透施設の種類や浸透能力、維持管理方法を記載した書類
- ・ 周辺地域の状況から見て、雨水流出を抑制する必要性があることを記載した書類

➤ 雨水浸透施設が、生産工程に関係する施設と重複する場合は、環境施設としません（原材料の搬入、製品の搬出等の車両のための駐車場や構内道路等に施された透水性舗装等）。ただし、駐車場から屋内運動場や教養文化施設といった施設への誘導路が整備されているなどにより実質的に生産工程との関係がないとみなされる場合は環境施設とします。

ト 太陽光発電施設 《立地法規則第4条第1号ト、同条第2号》

➤ 太陽光発電施設のうち、建築物等施設の屋上その他の屋外に設置される（建築物等施設の屋上又は壁面に設置される）ものについては、緑地又は他の緑地以外の環境施設（立地法規則第4条第1号イ～チ）に規定する土地と重複するものを除きます。《立地法規則第4条第2号》

➤ 太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいいます。

➤ 太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とします。ただし当該重複部分は、生産施設としても取り扱います。

➤ 太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として届出を行おうとする場合は、その確認のため次の書類の提出が必要です。

- ・ 太陽光発電施設の種類、発電能力、設置場所を記載した書類
- ・ 発電した電力の用途を記載した書類

チ 周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの《立地法規則第4条第1号チ》

(3) 環境施設面積率

- ◆ 緑地及び緑地以外の環境施設（以下「環境施設」という。）の面積の敷地面積に対する割合は、以下のとおりです。《立地法準則第3条、準則条例第3条及び特区条例第4条》

準工業地域	…100分の15以上
工業地域	} 100分の10以上
工業専用地域	
特区エリア	…100分の5以上（市長が認める特定工場に限る。）
それ以外の地域	…100分の25以上

- ◆ 既存工場等において、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、環境施設の面積の算定は別途掲げる計算式（39ページ参照）によって行うものとします。《立地法準則備考3第2項、準則条例附則2及び特区条例附則2》

「緑地」及び「緑地以外の環境施設」の面積の敷地面積に対する割合は、上記のとおり立地法準則及び名古屋市の条例によって定められており、都市計画法に基づく区域等によって異なります。

緑地は環境施設に含まれるので、環境施設の面積の割合を緑地の面積で達成している場合には、緑地以外の環境施設は設置する必要がありません。

また、既存工場等における環境施設の面積率については、緩和措置があります。【39ページ参照】

(4) 「緑地以外の環境施設」の面積の測定方法

ア 修景施設、屋外運動場、広場

さく、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定

イ 屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設

投影法による当該建築物の水平投影面積を環境施設面積として測定

ウ 雨水浸透施設

原則として さく、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定するが、地中に埋設されるものにあつては、当該施設が地表に出ている面積を環境施設面積として測定

5 環境施設の配置

- ◆ 環境施設の配置は、当該製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地周辺部に、当該工場等の周辺地域の土地の利用状況等を勘案して、その地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとします。《立地法準則第4条》

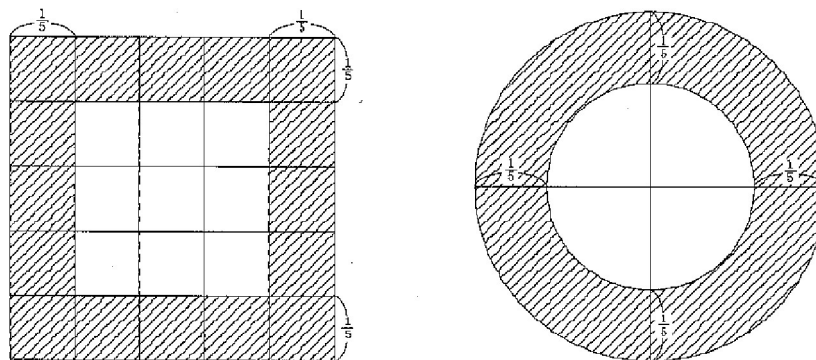
つまり、敷地面積に対する以下の割合を敷地周辺部に配置する必要があります。

準工業地域	…100 分の 15 以上	} 環境施設面積率 に同じ
工業地域	} 100 分の 10 以上	
工業専用地域		
特区エリア	…100 分の 5 以上（市長が認める特定工場に限る。）	
それ以外の地域	…100 分の 15 以上	

- ◆ 昭和 49 年 6 月 29 日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における環境施設の配置は、当該既存工場等の周辺地域の土地の利用状況等を勘案して、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するように行うものとします。《立地法準則備考5》

(1) 敷地周辺部とは

立地法準則第4条の敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の $1/5$ 程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線（以下、「5分の1ライン」といいます。）と境界線との間に形成される部分をいいます。



(2) 5分の1ラインの記載方法

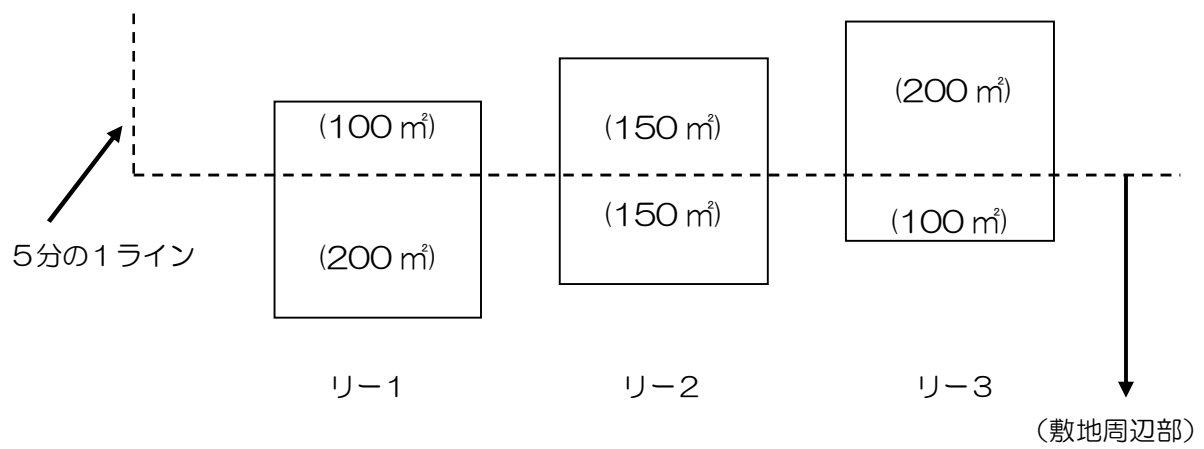
様式別紙6「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図」に、敷地周辺部を示す5分の1ラインを記載してください。

一般的には、敷地外周ラインを縮小した形でラインを描くことができますが、敷地形状が複雑で記載方法が分からない場合は、個別にお問い合わせください。

(3) 5分の1ライン上の環境施設の取扱い

ひとつの環境施設が敷地周辺部とそれ以外の部分にまたがる場合は、5分の1ラインの内外に概ね区分し、50%以上の面積が周辺部にあるときは、その環境施設は周辺部に配置されたものとして取り扱います。

(例)



上の例では、周辺部に配置される環境施設は、リー1：300 m²とリー2：300 m²となります。

6 名古屋市独自の基準に基づく緑化（市独自緑化）

(1) 市独自緑化の定義

- ◆ 準則条例が適用される区域においては、緑地及び環境施設を整備するほか、市長が特定工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与すると認める緑化（以下「市独自緑化」という。）を行い、かつこの面積と緑地の面積の合計面積の敷地面積に対する割合を、100 分の 15 以上としなければなりません。《準則条例第 4 条》
- ◆ 特区条例が適用される特定工場においては、上記の割合を 100 分の 10 以上とするよう努めるものとします。《特区条例第 5 条》

市独自緑化の項目は、準則条例実施要綱第 3 条及び特区条例実施要綱第 4 条に掲げる以下の内容とします。

- ① 重複緑地のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分
- ② 壁面緑化の垂直投影面積のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分
- ③ 概ね容積 100ℓ以上の大型プランター
- ④ 水流、池その他これらに類するもの
- ⑤ 適切に維持管理された自然草地
- ⑥ 業として生産していない菜園
- ⑦ 沿道部分の緑地

※ ①及び②については、準則条例のみに係る内容です。

※ 準則条例及び特区条例が適用されない区域及び特定工場においては、市独自緑化に係る規定の適用対象外です。

(2) 市独自緑化の面積の測定方法

ア 重複緑地のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分

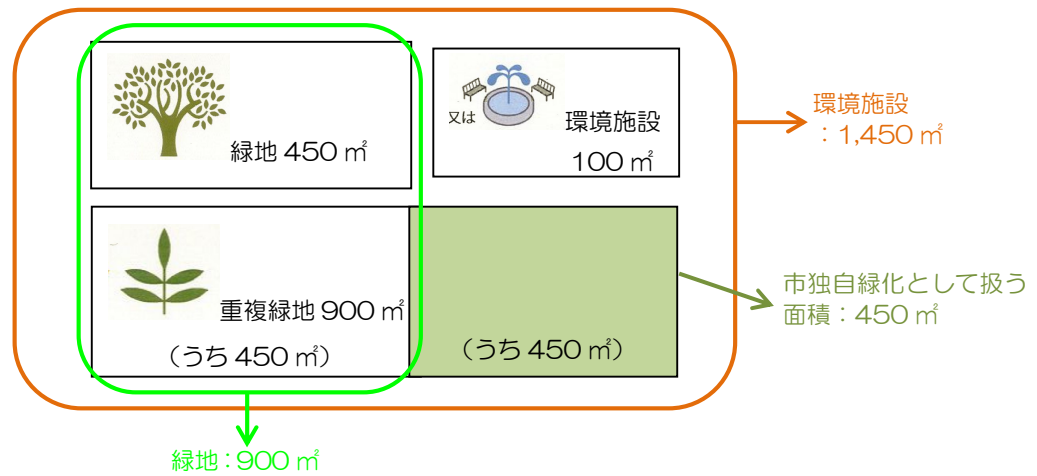
準則条例が適用される区域では、重複緑地は、緑地面積率を算定する際の緑地面積全体の 50%以下の面積まで緑地として算入できますが（準則条例第 3 条第 2 項）、それ以外の部分の面積については、立地法に基づく緑地以外の環境施設であるとともに、市独自緑化として取り扱います。

なお、特区条例においては、重複緑地の面積は 100%緑地として算入できるため（特区条例第 4 条第 2 項）、この規定の適用はありません。

（例）敷地面積 9,000 m²、緑地面積 450 m²、環境施設面積 100 m²、重複緑地面積 900 m²の工場の場合（準工業地域）

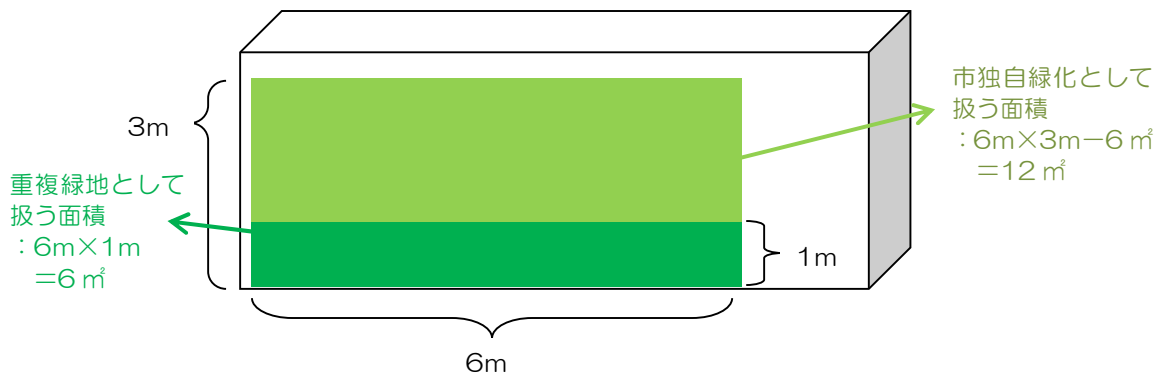
⇒必要面積 { 緑地（10%以上）：900 m²（うち重複緑地は 450 m²まで）
環境施設（15%以上）：1,350 m²
緑地＋市独自緑化（15%以上）：1,350 m²

⇒ 必要面積を満たす例



イ 壁面緑化の垂直投影面積のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分
直立した壁面（フェンス、石垣、よう壁等を含む。）の緑化については、緑化部分の水平延長
に 1m を乗じた面積を重複緑地の面積とすることとされています。【28 ページ参照】

市独自緑化として取り扱うのは、緑化部分の垂直投影面積から、緑地面積として算入する面
積分を差し引いた残りの面積とします。



この場合、工事完了時に植栽が 1 m 以上成長している必要はありませんが、将来的に植栽が 1 m 以上成長するための植栽基盤の設置が必要です。

ウ 大型プランター

樹木や草花等が生育するプランターやコンテナ等で、容易に移設できない大きさ（容積 100 ℓ 以上）のものの水平投影面積とします。

なお原則として、工事完了時に植え付けなどがされていること、また、適宜植え替えなどにより年に 6 ヶ月以上植物が植えられているものであることとします。

エ 水流、池その他これらに類するもの

さく、置石、へい等で区画された部分の水平投影面積とします。

オ 適切に維持管理されている自然草地

樹木や芝といった植栽はないが年 1 回程度の除草がなされている、さく、置石、へい等で区画された部分の水平投影面積とします。

カ 業として生産していない菜園

たとえば以下の趣旨で工場敷地の一部に設置する菜園について、さく、置石、へい等で区画された部分の水平投影面積とします。

- 地域貢献の一環などで地元市民に貸し出している
- 企業の福利厚生の一環などで社員が使用している

キ 沿道部分の緑地

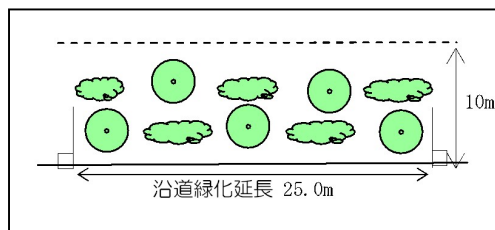
環境施設は敷地面積に対する一定割合以上を敷地周辺部に配置する必要がありますが（34 ページ参照）、特に周辺環境に配慮して、沿道部分に設置された緑地については、工場立地法に基づく緑地としての算入に加え、市独自緑化として取り扱います。

沿道部分とは、工場敷地と外部道路の境界から、敷地内側 10mまでの部分をいいます。

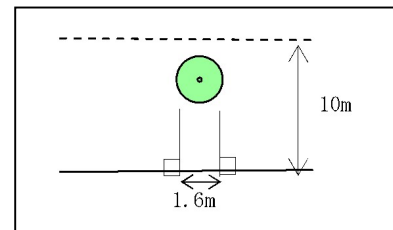
なお算入できる面積は、沿道部分の緑化延長（以下「沿道緑化延長」といいます。）に 1m を乗じた面積とします。

- ◆ 市独自緑化として取り扱う沿道部分の緑地の条件は、以下の全てを満たす場合とします。
 - 樹木等で緑化されている（芝生のみは不可）
 - 外部道路の一般的に人が通行する場所から緑地が見えること（セットバックによる緑化、透過性のあるフェンスの内側の緑地、もしくは塀の高さを超える樹木の 1m 以上の部分が見える状態等）
- ◆ 沿道緑化延長の考え方を、以下のとおりとします。
 - 樹木等（地被含む）で概ね連続的に植栽された箇所を、道路に垂直投影した延長…ア
 - 樹木が単独で植栽された箇所
 - ・ 植栽時の樹高 2.5m 以上の樹木：葉張りを 1.6m とみなし、道路に垂直投影した延長…イ
 - ・ 植栽時の樹高 1.0m 以上 2.5m 未満の樹木：葉張りを 1.1m とみなし、道路に垂直投影した延長
 - ・ 既存木：葉張りが上記以上の場合は実際の葉張りとし、道路に垂直投影した延長
 - 塀の高さを超える樹木の場合、見える部分を道路に垂直投影した延長

（アの場合）沿道緑化延長を 25.0m とすると、
市独自緑化面積は $25.0\text{m} \times 1\text{m} = 25.0\text{m}^2$



（イの場合）樹木を樹高 2.5m 以上とすると、
市独自緑化面積は $1.6\text{m} \times 1\text{m} = 1.6\text{m}^2$



7 既存工場の特例措置

既存工場は、設置できる生産施設面積、設置が求められる緑地面積・環境施設面積、環境施設の配置について、緩和措置があります。

(1) 単一業種の場合《立地法準則備考 1、準則条例附則 2、特区条例附則 2》

既存工場等において、昭和 49 年 6 月 29 日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、立地法準則第 1 条の規定に適合する生産施設の面積、第 2 条の規定に適合する緑地の面積及び第 3 条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとしします。

ア 生産施設面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P=0$ とする。

これらの式において、 P 、 γ 、 S 、 P_0 、 α 及び P_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 当該変更に係る生産施設の面積（増加分）

γ 当該既存工場等が属する準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合【21 ページ参照】

S 当該既存工場等の敷地面積

P_0 昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計

α 当該既存工場等が属する立地法準則別表第 2 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる数値【41 ページ参照】

P_1 昭和 49 年 6 月 29 日から前回までの生産施設の増設及び撤去の面積の累計（設置については＋、撤去については－として計算する。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行う場合はその分も－として含める。）

➤ 「 $\gamma \alpha$ 」の意味

「業種別の生産施設面積率」（ γ ）に「緩和係数」（ α ）を掛けたものです。たとえば、生産施設面積率 65% で係数 1.3 ならば、生産施設面積率が 84.5% に緩和されるということです。

➤ $\frac{P_0}{\gamma \alpha}$ の意味

「法規制前にあった生産施設面積」（ P_0 ）を、「緩和された生産施設面積率」（ $\gamma \alpha$ ）で割る

ことにより、 P_0 が使用しているとみなされる敷地面積を算出しています。

➤ $S - \frac{P_0}{\gamma \alpha}$ の意味

法規制が始まる時点で、まだ生産施設のために割り当てていない敷地面積を示しています。

➤ $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right)$ の意味

「法規制が始まる時点で、まだ生産施設のために割り当てていない敷地面積」に生産施設面積率を掛けることで、「法規制が始まる時点で新たに設置が認められる生産施設面積」を示しています。

➤ P_1 の意味

「現在の生産施設面積」から「法規制前にあった生産施設面積」(P_0)と「今回撤去する生産施設面積」をマイナスして、「法規制後に増減があった生産施設面積」を示しています。

➤ $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ の意味

「法規制が始まる時点で、新たに設置が認められる生産施設面積」から「法規制後に増減があった生産施設面積」をマイナスして、今現在造ることが認められる生産施設面積を示しています。

《立地法準則別表第2（業種区分別の既存生産施設用敷地計算計数）》

業 種 の 区 分	既存生産施設用 敷地計算計数(α)
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鑄鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鑄物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250m以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業	1. 4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5

イ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

準則条例が適用される区域については以下のとおりとなります。特区条例が適用される特定工場の場合は、「0.1」を「0.05」と読み替えてください。

なお、条例が適用されない区域においては、従前どおり、立地法準則に規定する「0.2」と読み替えてください。

$$G \geq \frac{P}{r} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし $\frac{P}{r} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P 、 r 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積（増加分）

P 当該変更に係る生産施設の面積（増加分）

r 当該既存工場等が属する立地法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合【21 ページ参照】

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

➤ $\frac{P}{r}$ の意味

「新たに設置する生産施設面積」(P)を「生産施設面積率」(r)で割ることにより、「新たに設置する生産施設が使用するとみなされる敷地面積」を算出しています。

➤ G_0 の意味

「法規制前に設置されていた緑地」と「法規制後に法が求める以上に設置した緑地」の合計（法の規制以上に設置している緑地面積）です。なお、今回撤去する緑地がある場合はその面積をマイナスします。

➤ $\frac{G_0}{S}$ の意味

「法の規制以上に設置している緑地面積」の敷地面積に対する割合を示しています。

- $0.1 - \frac{G_0}{S}$ の意味

法が求める以上に設置している緑地面積があるので、その率を新設工場の緑地面積率である 10% からマイナスして、今回設置を義務付ける緑地面積率を算出しています。

- $\frac{P}{r} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ の意味

「新たに設置する生産施設が使用しているとみなされる敷地面積」に「今回設置を義務付ける緑地面積率」を掛けて、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」を算出しています。

- $0.1S - G_1 > 0$ の意味

前回の届出までに設置されている緑地(G_1)が 10% 以下であることを示しています。

- $\frac{P}{r} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1$ の意味

式を変形すると $\frac{P}{r} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) + G_1 > 0.1S$ となります。したがって、

「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」と「前回の届出までに設置している緑地」を合計した緑地面積が、敷地面積の 10% を超えることを示しています。

- $G \geq 0.1S - G_1$ の意味

式を変形すると、 $G + G_1 \geq 0.1S$ となります。したがって、「今回設置する緑地」と「前回の届出までに設置している緑地」を合計した緑地面積が 10% 以上であれば、それ以上に緑地を造る必要はないことを示しています。

- $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ の意味

前回の届出までに設置されている緑地が 10% 以上なので、今回は緑地を造る義務がないことを示しています。

ウ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

準則条例が適用される区域のうち、準工業地域については以下のとおりとなります。工業地域・準工業地域の場合は、「0.15」を「0.1」と、特区条例が適用される特定工場については、「0.05」と読み替えてください。

なお、条例が適用されない区域においては、従前どおり立地法準則に規定する「0.25」と読み替えてください。

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積（増加分）

P 当該変更に係る生産施設の面積（増加分）

γ 当該既存工場等が属する立地法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合【21ページ参照】

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、環境施設の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、環境施設の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

※ 計算式の意味は、42-43 ページ参照

(2) 複数業種の生産施設面積《立地法準則備考2》

工場等が立地法準則別表第1【21ページ参照】の上欄に掲げる2以上の業種に属するときは、第1条の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとします。

(略)

ただし、昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \quad \text{とします。}$$

これらの式において、 n 、 P_i 、 γ_i 、 S 、 m 、 P_{0i} 及び α_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 当該工場等が属する業種の個数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（ i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）又は既存工場等が昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

γ_i i 業種についての立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合【21ページ参照】

S 当該工場等の敷地面積

m 昭和49年6月28日における当該既存工場等が属する業種（その日に設置するための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。）の個数

P_{0i} 昭和49年6月28日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積又は設置のために工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積の合計

α_i i 業種についての立地法準則別表第2の下欄に掲げる数値【41ページ参照】

※ 2以上の業種の兼業の工場が生産施設面積率の準則に適合しているか否かは、「工場の全敷地面積」と「各生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積の合計」とを比較してみて、後者が前者と同じかそれより小さければ適合し、大きければ不適合とされます。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \quad \text{を} \quad \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} + \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

に変形して考えます。

たとえば、第1業種と第2業種に係る生産施設が法規制前からあり、法規制後に第3業種の生産施設を設置した既存工場があるとします。

この場合の計算式は、

$$\left(\frac{P_{01}}{\gamma_1 \alpha_1} + \frac{P_{02}}{\gamma_2 \alpha_2} \right) + \left(\frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} + \frac{P_3}{\gamma_3} \right) \leq S \quad \text{となります。}$$

※ 計算式の意味は、24-25ページ、39-40ページ参照

(3) 複数業種の緑地面積、環境施設面積《立地法準則備考3》

昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更が行われる場合であって当該既存工場等が立地法準則別表第1（21 ページ参照）の上欄に掲げる2以上の業種に属するときは、第2条の規定に適合する緑地の面積及び第3条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとします。

ア 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

準則条例が適用される区域については以下のとおりとなります。特区条例が適用される特定工場の場合は、「0.1」を「0.05」と読み替えてください。

なお、条例が適用されない区域においては、従前どおり立地法準則に規定する「0.2」と読み替えてください。

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とします。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 r_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

r_j j 業種についての立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合【21 ページ参照】

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

たとえば、3業種の既存工場で、今回、第1業種と第2業種の生産施設面積を増やしたとすると、 $G \geq \left(\frac{P_1}{r_1} + \frac{P_2}{r_2} \right) \times \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ となります。

（この計算式の意味は、24-25 ページ、42-43 ページ参照）

イ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

準則条例が適用される区域のうち、準工業地域については以下のとおりとなります。工業地域・準工業地域の場合は、「0.15」を「0.1」と、特区条例が適用される特定工場については、「0.05」と読み替えてください。

なお、条例が適用されない区域においては、従前どおり立地法準則に規定する「0.25」と読み替えてください。

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし } \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0 \text{ のときは}$$

$E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 r_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

r_j j 業種についての立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合【21 ページ参照】

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

（この計算式の意味は、44・46 ページ参照）

（4）環境施設の配置＜立地法準則備考5＞

昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における、立地法準則第4条の環境施設の配置（34-35 ページ参照）は、当該既存工場等の周辺の地域の土地の利用環境、当該既存工場等の敷地の利用状況等を勘案して、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するよう行うものとします。

新設工場では、環境施設を敷地周辺部に設置することとなっていますが、既存工場の場合は可能な限り行うこととなっています。

(5) 緑化面積率の経過措置《準則条例要綱附則 2》

昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設の面積の変更が行われる場合における市独自緑化（36-38 ページ参照）については、工場立地法における緑地面積率と同様に経過措置があります。

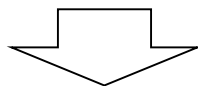
ア 単一業種の場合

立地法に基づく既存工場の取扱い「イ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積」（42 ページ参照）の計算式のうち、「0.1」を「0.15」に読み替えるほか、各数値を以下のとおり読み替えてください。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積（増加分）

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）



R 当該変更に伴い設置する緑化の面積（増加分）

R₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑化（当該届出前に届け出られた緑化の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑化の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

R₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑化（当該届出前に届け出られた緑化の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、緑化の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

※ 緑化とは、工場立地法に基づく緑地及び市独自緑化を合計したものをいいます。

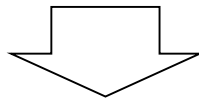
イ 複数業種の場合

立地法に基づく既存工場の取扱い「(3) 複数業種の緑地面積、環境施設面積 ア 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積」(46 ページ参照)の計算式のうち、「0.1」を「0.15」に読み替えるほか、各数値を以下のとおり読み替えてください。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計



R 当該変更に伴い設置する緑化の面積

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑化（当該届出前に届けられた緑化の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑化の面積の合計を超える面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑化（当該届出前に届け出られた緑化の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

※ 緑化とは、工場立地法に基づく緑地及び市独自緑化を合計したものをいいます。

8 手続き方法

特定工場を新設又は変更する場合、及びその他氏名等の変更があった場合は、以下の書類をそろえて担当窓口に提出してください。

なお、代理人が届出・申請を行う場合は委任状を添付してください。

(1) 新設の場合

様式番号	届 出 書 類
第 1	特定工場新設届出書
A	特定工場新設届出及び実施制限期間の短縮申請書（※1）
別紙 1	特定工場における生産施設の面積
別紙 1－2	特定工場の業種別生産施設面積一覧表（※2）
別紙 2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
別紙 3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置（※3）
別紙 4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（※3）
別紙 5	事業概要説明書
別紙 6	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
別紙 7	特定工場用地利用状況説明書
別紙 8	特定工場の新設等のための工事の日程
別紙 9	特定工場における建築面積一覧表
別紙 10	工場立地法、名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例又は名古屋市総合特別区域法に基づく緑化面積率等に係る準則等に関する条例に基づく緑化計画書工場
別紙 11	特定工場新設届出書の概要
別記様式	緑化の実施（変更）届出書（※4）
(工事完了後) 第 2	特定工場の新設等のための工事完了報告書
(特区エリアの場合) 第 4	特定工場の新設等のための緑化計画進捗状況報告書（※5）

※1 新設届とあわせて、立地法第 11 条第 1 項の期間の短縮を申請する場合は様式第 1 に代えて提出してください。

※2 2 以上の業種に属する特定工場のみ、提出してください。

※3 特定工場の設置場所が工場団地又は工業集合地に属する場合にのみ、提出してください。

※4 市独自緑化を実施する場合、提出してください。

※5 特区条例細則第 7 条に該当する場合にのみ、提出してください。

(2) 変更の場合

様式番号	届 出 書 類
第 1	特定工場変更届出書
B	特定工場変更届出及び実施制限期間の短縮申請書（※1）
別紙 1	特定工場における生産施設の面積
別紙 1－2	特定工場の業種別生産施設面積一覧表（※2）
別紙 2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
別紙 2－2	特定工場における市独自緑化の面積及び配置
別紙 3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置（※3）
別紙 4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（※3）
別紙 5	事業概要説明書
別紙 6	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
別紙 7	特定工場用地利用状況説明書
別紙 8	特定工場の変更のための工事の日程
別紙 9	特定工場における建築面積一覧表
別紙 10	工場立地法、名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例又は名古屋市総合特別区域法に基づく緑化面積率等に係る準則等に関する条例に基づく緑化計画書
別紙 11	特定工場変更届出書の概要
別記様式	緑化の実施（変更）届出書（※4）
(工事完了後) 第 2	特定工場の新設等のための工事完了報告書
(特区エリアの場合) 第 4	特定工場の新設等のための緑化計画進捗状況報告書（※5）

※1 変更届とあわせて、立地法第11条第1項の期間の短縮を申請する場合は様式第1に代えて提出してください。

※2 2以上の業種に属する特定工場のみ、提出してください。

※3 特定工場の設置場所が工場団地又は工業集合地に属する場合にのみ、提出してください。

※4 市独自緑化を実施する場合、提出してください。

※5 特区条例細則第7条に該当する場合にのみ、提出してください。

(3) 市独自緑化のみ新設や変更等を行う場合

様式番号	届 出 書 類
別記様式	緑化の実施（変更）届出書

※ 実施又は変更とあわせて準則条例第 7 条第 2 項の期間の短縮を申請する場合も、当該様式を使用してください。

なお、いずれの場合も、(1)及び(2)における別紙 6 及び別紙 10 を添付してください。

(4) その他の変更を行った場合

事象	届 出 書 類
氏名、工場名、住所の変更	氏名（名称、住所）変更届出書
工場の承継	特定工場承継届出書
工場の廃止	特定工場等施設廃止届

(5) 届出義務があるのに届出が漏れていた場合

別途提出していただく書類がありますので、詳細はお尋ねください。

(6) 押印の廃止について

提出していただく書類について押印は不要です。

<参考> 留意が必要な関連制度

名古屋市においては、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける「緑化地域制度」があります。

例として、53 ページに既存工場の立地法等に基づく届出の流れを図示します。緑化地域制度の対象となる増築を行う場合は、立地法以外の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

なお、立地法に基づく届出対象ではない工場も緑化地域制度の適用対象となる場合がありますので、必要に応じ担当部署に相談・届出を行ってください【54 ページ参照】。

